

令和5年度 保育施設入所のしおり



あきる野市 子ども家庭部 保育課保育係（あきる野市役所本庁舎2階）

〒197-0814 あきる野市二宮350番地

電話 042-558-1111 内線 2651・2652

FAX 042-558-1117

あきる野市ホームページ

<http://www.city.akiruno.tokyo.jp/>



あきる野市子育て応援サイト るのキッズ

<http://www.city-akiruno-kosodate.tokyo.jp/>



1 保育施設の種類

1 保育所とは

国が定めた設置基準(施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等)を満たし都道府県知事に認可された保育施設です。あきる野市が運営する公立保育所3か所と、社会福祉法人が運営する私立保育所12か所があります。

2 小規模保育施設とは

あきる野市が定めた基準を満たし、市長が認可した保育施設です。

0～2歳までのお子様を対象に、小人数(定員6人～19人)で家庭的保育に近い雰囲気できめ細やかな保育を行います。あきる野市には5か所あります。

3 認定こども園とは

幼稚園(教育)と保育施設(保育)の機能や特徴をあわせ持った施設です。

あきる野市には4か所あります。

2 認定と利用調整(点数)について

1 3つの認定区分について

「保育所」「小規模保育施設」「認定こども園」「新制度幼稚園」の教育・保育を利用するお子様については、教育・保育給付認定を受けていただく必要があります。

| 認定区分 | 教育 保育 | 対象年齢 令和5年4月1日現在の年齢 | 利用できる時間 | 利用できる 保育施設等 | 申請窓口 |
|------|----------|-----------------------|-----------------|--------------------------|------------------|
| 1号認定 | 教育 | 満3～5歳 | 教育標準時間 | 認定こども園 新制度幼稚園 | 認定こども園 新制度幼稚園 |
| 2号認定 | 保育 | 満3～5歳 | 保育短時間 保育標準時間 | 保育所 認定こども園 | 市役所2階 保育課 |
| 3号認定 | 保育 | 0～2歳 | 保育短時間 保育標準時間 | 保育所 小規模保育施設 認定こども園 | 市役所2階 保育課 |

施設により、預けられる時間(教育・保育)が異なります。

2 保育を必要とする認定の「要件」について（2・3号）

保育入所するには、児童を家庭で保育することができないなど、次のような要件が必要になります。

| 要件 | 入所できる期間 |
|-------|---|
| 就 労 | 週3日以上かつ1日4時間以上(最低基準)で、継続的に労働している期間。 |
| 妊娠・出産 | 出産予定月の前後2か月を含む、合計5か月間の期間限定。以降、継続することはできません。 |
| 疾病・負傷 | 入院、療養を要さなくなった月末日まで。 |
| 介護・看護 | 介護、看護、長期入院を要さなくなった月末日まで。 |
| 災害復旧 | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている期間内。 |
| 求職活動 | 入所月を含む3か月間。 |
| 就 学 | 職業訓練校・大学・専門学校の修了予定月又は、卒業まで。 (通信教育、カルチャーセンターなどの学習は対象外です。) |
| その他 | 虐待、DVなど |

※申請書類はP4を参照してください

3 「保育標準時間」と「保育短時間」について

保育を必要とする要件に応じて「保育標準時間」と、「保育短時間」に区分され、保育施設に通える時間が異なります。その時間を超えた場合は延長保育となり、延長料金を保育施設に支払ってください。料金は保育施設によって異なるため、直接お問い合わせください。

| 保育時間の区分 | 保育利用時間 | 保育を必要とする要件 |
|-------------------------------|----------|--|
| 保育 標準時間 (各園の通常開所時間) | 最長 11 時間 | *週 30(月 120h)時間 <u>以上</u> の就労(内定含む)、就学、介護・看護 *妊娠・出産、病気、障がい *災害復旧 *虐待・DV |
| 保育 短時間 (8:30~16:30) | 最長8時間 | *週 30(月 120h)時間 <u>未満</u> の就労(内定含む)、就学、介護・看護 *求職中 *育児休業中(在園児) |

4 利用調整（点数）について

あきる野市で定める「利用調整基準表」(P18-19)に基づき、保護者(父母)それぞれの要件に該当する区分から基準点数を合算し、調整点数を考慮した上で利用調整会議を行い、入所の優先順位を決定します。

$$\text{父の基準点数} + \text{母の基準点数} (+ \text{調整点数}) = \text{利用調整 (点数) 点}$$

5 保育入所の優先的考慮について

ひとり親家庭、障がいのあるお子様の保育が必要な家庭、生活保護世帯など、保育を優先的に必要と判断した場合、あきる野市で定める「利用調整表」に基づき調整します。

ただし、入所を保障するものではありません。

6 保育料未納分について

新規申請する方で、過去に入所されていたお子様の保育料が未納だったり、現在入所中のきょうだいの保育料が未納だった場合、あきる野市で定める「利用調整表」に基づき、減点するため入所が不利になります。

3 入所の申込みについて

保護者が仕事や病気などの理由により、お子様を家庭で保育することができないと認められた場合に、入所条件が満たされます。集団生活に慣れさせる目的では申請できません。

1 市内の保育施設を利用したい場合

あきる野市に住民登録がある方、又はあきる野市に転入予定がある方は、生後57日目を迎えた月の翌月1日入所から申請ができます(保育施設によって異なります)。

2 市外の保育施設を利用したい場合

- ① 利用したい保育施設がある市区町村の保育担当部署に、申込みできる条件、申込締切日、必要書類など、詳細について必ず確認してください。(市区町村によって条件や締切日が異なります。)
- ② 希望する市区町村の申込締切日の7開庁日(土・日・祝日を除く)前までに、あきる野市保育課へ申込みしてください。あきる野市から希望する市区町村に郵送します。

3 転出予定で市外の保育施設を利用したい場合

- ① 転出先の保育担当部署に、申込締切日、必要書類、入所までの日程など、詳細については必ず確認してください。
- ② 転出先の申込締切日の7開庁日(土・日・祝日を除く)前までに、あきる野市保育課へ申込みしてください。あきる野市から転出先に郵送します。
- ③ 転入手続きの際は、入所の可否に関わらず保育担当部署へ行き、所定の手続きを行ってください。

4 あきる野市に転入予定で、あきる野市内の保育施設を利用したい場合

- ① 住民登録のある保育担当部署から申込みしてください。
 - ② 申込みの際、賃貸契約書や新居の売買契約書の写し等、転入の確認(あきる野市での住所・転入時期)ができるものを添付してください。
 - ③ 祖父母の家等にて同居の場合は同居に関する申立書と転入に関する申立書を提出してください。
 - ④ 転入手続きの際、入所の可否に関わらずあきる野市保育課で、所定の手続きを行ってください。
- 注意！！入所月の前月末までに、あきる野市で転入手続きを済ませてください。入所月1日に転入の確認ができなかった場合は、入所取り消しになります。

5 市外に住民登録があり、あきる野市内の保育施設を利用したい場合

市外に住民登録がある方で、あきる野市内の保育施設に申請ができる要件は次のとおりです。あきる野市の締切日1週間前までに住民登録のある保育担当部署で申込みしてください。

なお、4歳児クラス又は5歳児クラスの場合は、①～③の要件は必要ありません。

注意！！市外在住の方の4月申請は、市民の方が優先になるため、2次募集から対象になります。

- ①保護者があきる野市内に在勤(週3日以上かつ1日4時間以上の勤務)又は在学しているとき。
- ②保護者が合理的な経路により、あきる野市内を經由して通勤又は通学しているとき。(合理的な経路とは、保育施設に寄らずに、自宅から職場又は学校まで通う経路です。)
- ③あきる野市内に里帰り出産するとき。(出産予定月の前後2か月を含む、合計5か月間の期間限定となります。)

6 医療的ケアなど特別な配慮が必要なお子様が保育施設を利用したい場合

医療的ケアが必要なお子様や障がいがあるお子様など特別な配慮が必要なお子様の入所については、保育課へご相談ください。

7 申請書類

- ①教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書 (児童一人につき一部)
- ②保育を必要とする「要件」を証明する書類

| 要件項目 | 提出書類 |
|-------|--|
| 就 労 | ★勤務証明書 (記入日から3か月間有効) |
| 求職中 | ★求職活動に関する申立書 |
| 出 産 | 母子手帳の表紙と分娩予定日記載のページの写し |
| 妊 娠 | ★産前産後休暇期間を記載した勤務証明書 |
| 疾病・負傷 | ★診断書 (市様式) |
| 介 護 | ★介護状況申告書、要介護認定証、★スケジュール表 |
| 看 護 | ★診断書、★スケジュール表 |
| 障がい | 各種手帳の証明できるページの写し |
| 就 学 | 在学証明書又は学生証の写し、時間割表の写し ※カルチャーセンターや通信教育は対象外です |
| 虐待・DV | 相談等の証明書の写し |

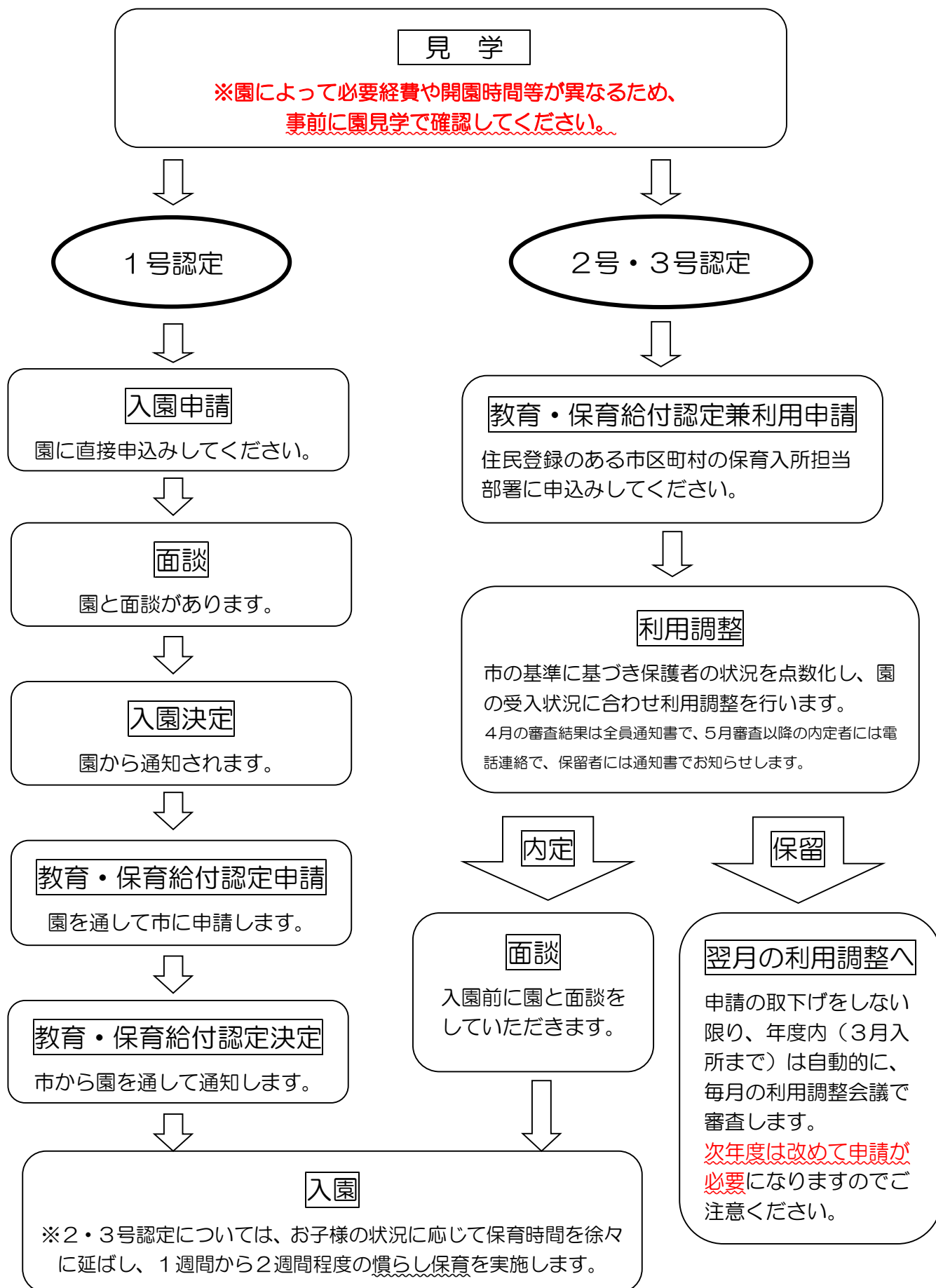
★あきる野市ホームページからダウンロードできます

【該当者が必要な書類】

| | |
|-------------------------|---------------------------------|
| 65歳未満の同居祖父母 | 勤務証明書、診断書(市様式)、介護状況申告書 など |
| 20歳以上65歳未満の同居親族(祖父母を除く) | 勤務証明書、診断書(市様式)、介護状況申告書、在学証明書 など |
| 同居人(親族を除く) | 勤務証明書、診断書(市様式)、介護状況申告書、在学証明書 など |

- ③4月入所の申込みで胎児で申請の場合には母子手帳の表紙と分娩予定日記載のページの写しが必要となります。

4 認定こども園の申請から入所までの流れ



※詳しい申請の流れは、園またはあきる野市保育課へお問い合わせください。

5 保育施設の申請から入所までの流れ（2・3号認定）

見学 希望保育施設には、**お子様同伴で必ず見学に行ってください。**

（見学の日は事前に保育施設に電話でご相談ください。）

特別な配慮が必要な場合や、食物アレルギー対応が必要等、保育施設での対応状況が異なりますので、見学の際に必ず確認してください。

※事前に相談がない場合や、事実と異なることが発覚した場合は、入所をお断りする事があります。

★布おむつを使用している園★

秋川あすなる保育園 西秋留保育園

・希望により、布おむつか紙おむつの選択が可能です。布おむつをご希望の方はご用意や洗濯を各ご家庭で行っていただけます。紙おむつをご希望の方は園指定の業者を利用料をお支払いいただくことになります。

★布おむつをリースしている園★

あきる野こどもの家

・希望により、布おむつか紙おむつの選択が可能です。布おむつをご希望の方はご用意や洗濯の必要はありませんが、リースのため、別途リース代をお支払いいただきます。

受付 入所希望月に合わせて、申請書の提出期限があります。住民登録のある市区町村が申請窓口です。

- ・あきる野市民の方・・・あきる野市保育課
- ・他市区町村の方・・・お住まいの保育担当部署

利用調整 毎月20日前後に、入所の利用調整会議を行います。市が定める「利用調整基準表」（P18-19）に基づき、保護者の状況を点数化し、保育施設の入所可能状況に合わせ審査します。

入所内定 利用調整会議から5日前後に、保育課から直接電話連絡をします。ご案内した保育施設を辞退することもできますが、翌月以降年度内は希望園に再度追加することはできません。辞退届の提出をお願いします。（4月の審査結果は全員通知書でお知らせします）

又は

入所保留 利用調整会議から5日前後に、「保育所等利用保留通知書」を郵送します。原則、翌月以降、入所が内定しない限り通知は致しません。毎月保留通知書の送付を希望される方は、手続きが必要です。

※翌月以降、取下げ届の提出がない限り、年度内（3月入所分まで）は自動的に利用調整会議で審査いたします。次年度4月以降も入所を希望される方は改めて申請書を提出してください。

園と面接 内定した保育施設に保護者が直接電話で、面接の日時を相談してください。

※面接は、必ずお子様同伴でお願いします。同伴されない場合には、入所をお断りする場合があります。

入所決定 面接終了後に保育課から、

- ・保育所決定者には・・・「保育所利用決定通知書」を郵送します。
- ・小規模保育施設決定者には・・・「保育所等利用調整結果通知書」を郵送します。

慣らし保育期間 入所月1日から、お子様の状況に応じて保育時間を徐々に延ばし、1週間から2週間程度の慣らし保育を実施します。

通常保育開始 慣らし保育終了後、保育認定時間に合わせて登園してください。

※保育認定時間を超えた場合は、延長料金が別途かかります。

6 入所決定後について

1 転園と転園取下げについて

【転園】……………入所決定後、市内の保育施設に転園したい場合は、入所月を含め6か月在籍後、7か月目から転所申込書を提出することができます。毎月の新規申込者と同様に利用調整を行い、転園が決定するまでは、在園の保育施設を利用できます。

【転園取下げ】……転園決定後のキャンセルはできません。転園の必要がなくなった場合は、事前に取下げ手続きを行う必要があります。

2 上のお子様が入所中に妊娠・出産で仕事を辞める場合

上のお子様が入所中に妊娠・出産で仕事を辞める場合は、母子手帳(表紙と分娩予定月のページ)の写しを提出いただくことで、出産月を含む前後2か月、合計5か月は妊娠・出産要件で継続できます。

3 育児休業について

【育児休業を取得した方】……………育児休業期間を記載した勤務証明書を提出してください。上のお子様が「育休」要件で入所継続できる期間は、生まれたお子様が1歳になる年の年度末までです。それ以降、職場復帰されない場合は退所になります。

【父の育児休業について】……………育児休業期間を記載した勤務証明書を提出してください。父母が同時に育児休業を取得出来る期間は育児休業該当児が満1歳になる年度末までとなります。

【育児休業復帰について】……………入所月の翌月14日までに(育休は前日まで取得可)職場復帰されない場合は退所になります。入所月翌月末日までに「育児休業終了(予定)証明書」を提出してください。例) 4月入所 → 5月13日までに育休終了

4 求職活動について

お子様が在園中に仕事を辞める等求職活動に変更した場合は、年度内3か月まで求職活動要件で継続が可能です。その後、「勤務証明書」等をご提出ください。提出がない場合は退園となります。

5 長期欠席について

在園児が長期欠席(在園児を連れての里帰り出産・在園児の入院等)する場合、保育料をお支払いいただき、最長2か月間在籍することができます。3か月以上欠席する場合は、退所となります。入所待ちのお子様がいることを、ご理解いただきますようお願いいたします。

例)

| | | | | |
|--------------------|---|--------------------|---|------------------------------|
| ~4/14登園 4/15~欠席 | → | 5/1~6/30 2か月間欠席 | → | 7/1までに登園できない場合は、 退所となります。 |
|--------------------|---|--------------------|---|------------------------------|

6 退所について

入所中の保育施設に退所日を伝えていただき、「退所届」を提出してください。月の途中であっても月末日をもって退園となるため、保育料は月額料金でお支払いいただきます。

7 転出後も同じ保育施設を利用できる要件について

転出後、在園していた保育施設を継続できる要件は次のとおりです。(4・5歳児クラスは要件は必要ありません。)転出先の保育担当部署で手続きを行ってください。手続きをされないと、利用できません。

- ・ 保護者があきる野市内に在勤(週3日以上かつ1日4時間以上の勤務)又は在学しているとき。

- ・保護者が合理的な経路により、あきる野市内を經由して通勤又は通学しているとき。(合理的な経路とは、保育施設に寄らずに、自宅から職場又は学校まで通う経路です。)
- ・転出先の保育施設に入所申し込みを出したが、空きがなく入所できない場合。ただし、入所できる期間は入所申し込みを出した年度末までとなります。

8 現況届(継続手続き)の提出について

次年度も継続利用を希望する場合は、現況届と要件を確認する勤務証明書等の提出が必要です。11月頃に入所中の保育施設を通して、保護者に配布します。市外の保育施設に通っている方は、自宅に郵送いたします。ただし、保育料の滞納がある場合は、精算後に現況届をお渡します。

9 小規模保育施設の連携施設について

小規模保育施設を希望する場合は、以下に注意してください。

- ★小規模保育施設は0～2歳児クラスまでの保育施設です。
- ★小規模保育施設を卒園後、連携施設または、それ以外の保育施設に申請してください。
 - ・連携施設を希望する場合⇒申請書を通っている小規模保育施設に提出してください。
 - ・連携施設を希望しない場合⇒申請書を締切日までにあきる野市保育課に提出してください。

注)併用して申込むことができないため、どちらかを提出してください。

注)連携施設を希望する場合⇒小規模保育施設で、連携施設のいずれかに入所できるよう利用調整します。第一希望の施設に入所できるとは限りません。

注)連携施設を希望しない場合⇒全ての保育施設が対象です。優先的な扱いはなく、新規入所申請者と同様に保育課で利用調整します。

| 小規模保育施設 | 連携施設 |
|------------|--|
| 秋川文化保育園 | ・秋川文化幼稚園 |
| たまがわベビーハウス | ・多摩川幼稚園 |
| よつぎっ子えん西 | ・よつぎ第一保育園 ・よつぎ第二保育園 ・東秋留保育園 |
| よつぎっ子えん東 | ・よつぎ第一保育園 ・よつぎ第二保育園 ・東秋留保育園 |
| 家庭保育室ひまわり | ・草花保育園 ・秋川あすなる保育園 ・神明保育園 |

10 変更届の提出について

保育時間の変更(標準時間・短時間)、要件変更(求職活動・労働・育休など)、勤務先変更、婚姻、離婚、妊娠・出産、産休・育休、生活保護の開始・停止、家族構成の増減、転居、転出、携帯番号の変更等、申請した内容が変わった場合は、「教育・保育給付認定申請事項変更届」と変更内容に必要な添付書類の提出が必要です。内容によっては支給認定や、保育料が変更になる場合があります。

【提出書類】・・・変更届と必要な添付書類

【提出期限】・・・毎月20日(休日にあたる場合は翌日以降の平日)

【変更日】・・・提出月の翌月1日～(月途中での変更はできません)

注意！！育休要件の保育短時間認定で入所しているお子様が、育児休業復帰月から保育標準時間に変更したい場合は、復帰月の前月20日までに、変更届と育児休業終了(予定)証明書を忘れずに提出してください。

7 利用者負担額（保育料）について

1 保育料の決定方法について

0～2歳児クラス

- ・保護者の市民税所得割課税額を基に決定します。(お子様のクラス年齢や保育時間により異なります)
- ・所得割額を計算する場合には、調整控除額(住宅借入金等特別税額控除額、配当・寄付金税額、外国税額控除額、配当割額・株式等譲渡所得割額控除額を除く。)を控除し算出します。
- ・年度途中で税の修正申告等により、市民税所得割課税額が変更された場合、保育料が変更される場合があるため、必ず保育課にお知らせください。同年度内の保育料に限り、再算出いたします。詳しくは、保育課までご相談ください。
- ・ひとり親世帯の方で、婚姻していなくても同居人がいる場合(事実婚等)は、生計を一同見なし、ひとり親世帯として扱いませんので、市民税所得割課税額を合算で算定します。
- ・保護者の市民税所得割課税額が非課税の場合、同居又は同一敷地内で暮らしている祖父、祖母、20歳以上の兄弟の市民税所得割課税額に基づき保育料を算定します。(同居であるかの判断について、自宅調査や証明できる書類の提出が必要になります。)

| 令和5年度入所 | 利用月 | 市町村民税所得割課税額年度 | 決定額送付時期 |
|---------|-------|---------------|---------|
| 前期分 | 4～8月分 | 令和4年度(令和3年分) | 4月中旬 |
| 後期分 | 9～3月分 | 令和5年度(令和4年分) | 9月中旬 |

★注意★ 前期分と後期分で市町村民税所得割課税額年度が切り替わるため、保育料の階層が大きく変動する場合があります。

3～5歳児クラス

- 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化の実施により、保育料が無償化されました。
- その他の費用(給食費や延長保育料等)については、各施設により異なります。
- なお、給食費については、あきる野市民に対する補助制度があります。

2 納付方法について

毎月1日現在で在籍していることを基準に、月額料金でお支払いいただきます。入所利用月は、その月末日が納付期限となります。出席日数での日割り計算はできません。

| | | |
|-------------------|---|---|
| 認可保育所 | 口座引落※1 | りそな銀行・西武信用金庫・青梅信用金庫・多摩信用金庫・秋川農業協同組合・大東京信用組合・三井住友銀行・みずほ銀行・中央労働金庫・きらぼし銀行・埼玉りそな銀行・三菱UFJ銀行・ゆうちょ銀行※2・東京都信用農業協同組合連合会及びその会員である農業協同組合 |
| | 納付書払い | 決定後、入所月の中旬頃郵送します。 金融機関、コンビニエンスストアでお支払いください。 |
| | PayB※3 LINE Pay auPay PayPay ゆうちょPay d 払い J-Coin Pay FamiPay 楽天銀行コンビニ支払サービス※4 | 払込票(納付書兼領収済通知書)のバーコードをスマートフォン等のカメラ機能で読み取り、即時に支払いができる多機能決済アプリです。なお、事前登録が必要です。 |
| 小規模保育施設 認定こども園 | 各施設によって異なります。 | |

※1 口座振替依頼書は、保育課窓口と市内金融機関に設置してあります。各窓口で申請してください。開始時期については、申込期限により引落日が異なる為、詳しくはお問い合わせください。

※2 市役所では、お申し込みいただけません。

※3 PayBは銀行口座の登録が必要です。利用できる金融機関は、りそな銀行・埼玉りそな銀行・みずほ銀行・ゆうちょ銀行・イオン銀行・ジャパネット銀行・じぶん銀行・一部の地方銀行等、順次拡大予定です。

※4 楽天銀行コンビニ支払サービスは楽天銀行の口座登録が必要です。

3 保育料の算定方法（参考）

(1) 会社員等の方(給与から住民税を引かれている方)

- ① 保護者ごとの市民税の所得割額を算出します。
- ② 毎年、5月～6月頃に会社から渡される「給与所得等に係る特別徴収税額の決定通知書」の「市民税」の欄をご覧ください。
- ③ 階層を決定する市民税所得割額は、「税額控除前所得割額(a)-調整控除額(※)」となります。
 ※住宅借入金等特別控除、配当控除等の税額控除がない場合(b=調整控除額なので) : 「c(=a-b)」となります。
 住宅借入金等特別控除、配当控除等の税額控除がある場合 : 「a-(b-調整控除以外の税額控除)」
- ④ 給与以外に不動産所得等があって、給与から住民税が引かれている以外に別途納付書などで住民税を納付している方は、「(2) 自営業等の方」の通知書の市民税所得割額を合算してください。
- ⑤ 保護者ごとの市民税所得割額を合算し、利用者負担額表にあてはめてください。

| 年度 給与所得等に係る市民税・都民税 特別徴収額の決定・変更通知書(納税義務者用) | | | |
|---|--|----------------|------------|
| 所得 | 給与収入 <small>(給与金、賞与、退職金、年金、退職給付金、その他の所得計)</small> | 主たる給与以外の合算所得区分 | 課税標準 |
| | その他の所得計 | 総所得金額① | 総所得③ |
| 所得控除 | 雑損 医療費 | 障・寡・ひ・勤 配偶者 | 課税標準 |
| | 社会保険料 小規模企業共済 | 配偶者特別 扶養 | |
| (概要) | 生命保険料 地震保険料 | 基礎 所得控除合計② | 所得割額 |
| | | | 市民税 都民税 |
| | | | 納付額 |

(2) 自営業等の方(口座振替や納付書で住民税を納付している方)

- ① 保護者ごとの市民税の所得割額を算出します。
- ② 毎年、6月頃に市が送付する「令和 年度 市民税・都民税 納税通知書」の各欄をご覧ください。
- ③ 階層を決定する市民税所得割額は、「総所得(A)+分離(B)-調整控除額(C)」となります。
 ※分離所得がない場合は、「A-C」となります。
 分離所得のみの場合は、調整控除額はありませので、「B=市民税所得割額」となります。
- ④ 保護者ごとの市民税の所得割額を合算し、利用者負担額表にあてはめてください。

**令和 年度
市民税・都民税 納税通知書**

東京都あきる野市長 公印

次のとおり、税額を決定しましたので、お知らせします。
納付書がある方は、納期限までに納めてください。

通知書番号 ()

◎住民税(市民税・都民税)は、1月1日現在に住所を有する市区町村で課税されます。そのため、1月2日以降に転出等した場合でもあきる野市で今年度の市民税・都民税が課税されます。

| 《税額》 | 算出所得割額 | 調整控除額 | 住宅借入金等特別税額控除額 | 配当・寄附金税額 外国税額控除額等 | 配当割額・株式等譲渡 所得割額控除額 | 所得割額 | 均等割額 |
|------|--------|-------|---------------|----------------------|-----------------------|------|------|
| 市民税 | A | B | C | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 都民税 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

4 多子世帯の保育料軽減について

同一世帯に複数のお子様がいる場合、保育料の軽減措置があります。

最年長のお子様から順に2人目は半額、3人目以降は0円になります。

5 保育料を滞納した場合

保育料は、保育施設の認可施設運営にとって、重要な財源です。

保育料を滞納した場合、状況によって地方税法の滞納処分の例により、財産調査及び給与、財産差し押さえの処分や、保育所等を退園していただく場合があります。

8 入所申請の締切りについて

1 令和5年度4月の入所申請について

【申込書の配布】……………令和4年11月1日(火)～

【配布場所】……………市役所2階保育課、五日市出張所市民総合窓口係、あきる野ルピア2階子育て支援総合窓口、市内保育所、小規模保育施設、認定こども園

【受付日時】……………令和4年11月7日(月)～令和4年11月30日(水)
午前8時30分～午後5時15分まで

【提出先】……………市役所2階保育課、五日市出張所市民総合窓口係

【夜間受付】……………令和4年11月16日(水) 令和4年11月30日(水)
両日とも午後8時まで(市役所2階保育課のみ)

★令和5年2月3日出生児までが、4月1日入所の対象となります。(出生前の申請は母子手帳の写し(表紙と分娩予定日記載のページ)が必要。)入所決定していても誕生日が2月4日以降となった場合は、4月の入所は取り消しとなり、5月以降で利用調整の対象になります。

【2次募集】……………利用調整の結果、定員に満たなかった場合は2次募集を行います。

【2次募集受付】……………令和5年1月16日(月)～31日(火)

【2次募集の対象者】……………1回目の利用調整で保留になった方と、新規申込者。

★2次募集の利用調整会議後、園に空きが出た場合は、欠員補充を行うことがあります。

★市外から勤務地要件、経由地要件で申込みの方は2次選考から対象となります。

2 5月以降の入所申請について

入所は毎月1日です。月途中からの入所はできません。

| 入所希望月 | 締切日 | 入所希望月 | 締切日 |
|-------|----------|-------|-----------|
| 5月入所 | 4月17日(月) | 11月入所 | 10月16日(月) |
| 6月入所 | 5月15日(月) | 12月入所 | 11月15日(水) |
| 7月入所 | 6月15日(木) | 1月入所 | 12月15日(金) |
| 8月入所 | 7月18日(火) | 2月入所 | 1月15日(月) |
| 9月入所 | 8月15日(火) | 3月入所 | 2月15日(木) |
| 10月入所 | 9月15日(金) | | |

★次年度の4月入所申請の詳細については、10月の「広報あきる野」等でお知らせする予定です。

9 その他利用できるサービス

1 休日保育

市内に住所があり、市内の認可保育所または小規模保育事業所(よつぎっ子えん西、よつぎっ子えん東、家庭保育室ひまわりに限る)に在園しているお子様で、保護者の就労等により日曜・祝日における家庭での保育ができない場合、預けることができます。利用希望日の7日前までに申請してください。

【申請窓口】…保育課 (042-558-1111 内線:2651)

【実施施設】…西秋留保育園

【その他】…給食がないため、お弁当、ミルクなどをご用意ください。

2 乳幼児ショートステイ

市内に住所がある就学前までのお子様を対象です。(保育施設、認証保育所、幼稚園への入所の有無は問いません。)保護者の出張、疾病、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等の理由により、家庭での養育が一時的に困難な場合、休日・宿泊を含め7日以内で預けることができます。事前にご相談ください。

【申請窓口】…子ども家庭支援センター 子育て支援事業係 (042-518-7078)

【実施施設】…社会福祉法人 東京恵明学園 (青梅市友田町)

【費用】…児童一人当たり

| | |
|--------|--------|
| 11時間未満 | 3,000円 |
| 11時間以上 | 4,000円 |

3 ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、育児の援助をしたい方(提供会員)と、育児を援助してほしい方(依頼会員)が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての相互援助活動をする会員組織です。

援助の対象は、市内にお住まいの生後57日から小学校6年生までのお子様で、保護者の会員登録が必要です。有償ボランティア活動となりますので、依頼会員は提供会員に謝礼金をお支払いいただきます。

【登録窓口】…あきる野市ファミリー・サポート・センター (042-550-3855)

【援助内容】…保護者の就労等の際に、保育施設等の登園前後の預かりや送迎などを支援します。

【謝礼金】…1時間当たり700円～900円です。

4 病児・病後児保育室

病気中や病気の回復期にあつて、保護者が仕事等により家庭で保育を行うことが困難な生後6か月から小学校3年生(9歳)までのお子様をお預かりします。公立阿伎留医療センターの看護師及び保育士が常駐し、医師が巡回します。事前に登録が必要で、予約制です。

【申請窓口】…秋川流域病児・病後児保育室「ぬくもり」 (042-518-7078)

【実施施設】…秋川流域病児・病後児保育室「ぬくもり」(公立阿伎留医療センター敷地内北側)

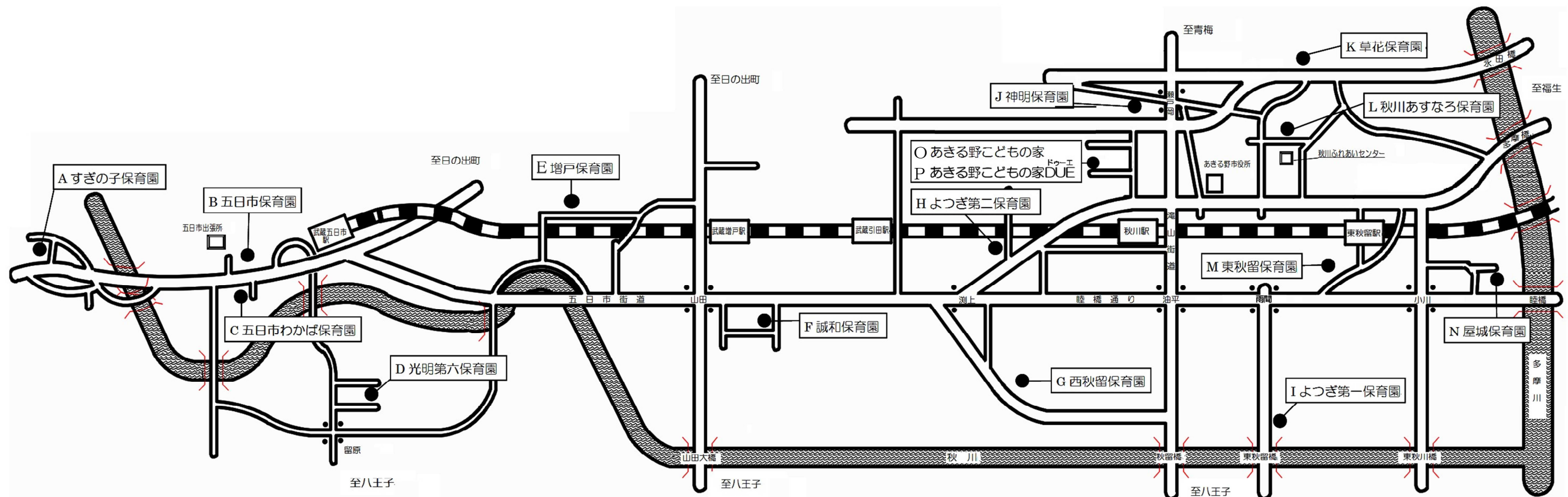
【費用】…1日2,000円

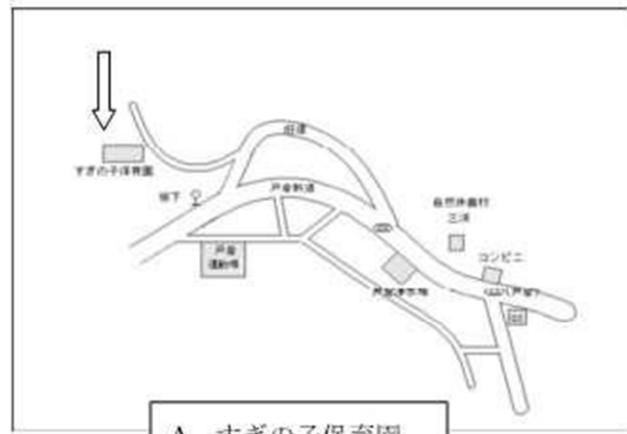
保 育 所 一 覧

★標準時間は、各保育施設の通常開所時間です。
★短時間は、全園8：30～16：30です。

| 位置 | 保育所名 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 通常開所時間（標準時間） | | 受入年齢 |
|----|-------------|-----------|----------|-----|------------------|----------------|-------------------|
| | | | | | 通常開所時間（標準時間） | 延長保育時間 | |
| 市立 | N 屋城保育園 | 二宮東1-12-9 | 558-1106 | 90 | 月曜～土曜 7:30～18:30 | 延長 18:30～19:00 | 4月1日の年齢が 満1歳～ |
| | J 神明保育園 | 瀬戸岡446 | 558-1107 | 70 | 月曜～土曜 7:30～18:30 | 延長 18:30～19:00 | |
| | A すぎの子保育園 | 戸倉783 | 595-0450 | 40 | 月曜～土曜 7:30～18:30 | 延長 18:30～19:00 | |
| 私立 | M 東秋留保育園 | 野辺1104 | 558-1104 | 150 | 月曜～土曜 7:00～18:00 | 延長 18:00～19:00 | 生後57日目～ (産休明け) |
| | G 西秋留保育園 | 上代継300 | 558-1105 | 100 | 月曜～土曜 7:00～18:00 | 延長 18:00～19:00 | |
| | K 草花保育園 | 草花3056 | 558-7811 | 150 | 月曜～土曜 7:00～18:00 | 延長 18:00～19:00 | |
| | I よつぎ第一保育園 | 雨間1067-6 | 558-7221 | 154 | 月曜～土曜 7:00～18:00 | 延長 18:00～19:00 | |
| | H よつぎ第二保育園 | 上代継218-1 | 559-0515 | 160 | 月曜～土曜 7:00～18:00 | 延長 18:00～19:00 | |
| | L 秋川あすなる保育園 | 原小宮二丁目6-6 | 558-8299 | 150 | 月曜～土曜 7:00～18:00 | 延長 18:00～19:00 | |

| 位置 | 保育所名 | 所在地 | 電話番号 | 定員 | 通常開所時間（標準時間） | | 受入年齢 |
|---------------------------------|-------------|------------------|----------|-----|------------------|---------------------|-------------------|
| | | | | | 通常開所時間（標準時間） | 延長保育時間 | |
| 私立 | F 誠和保育園 | 山田880 | 596-3301 | 130 | 月曜～土曜 7:00～18:00 | 延長 18:00～19:00 | 生後57日目～ (産休明け) |
| | E 増戸保育園 | 横沢134 | 596-4627 | 210 | 月曜～土曜 7:15～18:15 | 延長 18:15～19:15 | |
| | B 五日市保育園 | 五日市345 | 596-0339 | 107 | 月曜～土曜 7:15～18:15 | 延長 1歳から 18:15～19:15 | |
| | C 五日市わかば保育園 | 五日市98 | 596-3472 | 110 | 月曜～土曜 7:00～18:00 | 延長 18:00～19:00 | |
| | D 光明第六保育園 | 留原50 | 596-1303 | 58 | 月曜～土曜 7:30～18:30 | 延長 18:30～19:00 | |
| | O あきる野こどもの家 | 秋川3-7-9 | 550-6245 | 100 | 月曜～土曜 7:00～18:00 | 延長 18:00～19:00 | |
| P あきる野こどもの家DUE (あきる野こどもの家分園) | 秋川3-7-17 | 月曜～土曜 7:00～18:00 | | | 延長 18:00～19:00 | | |

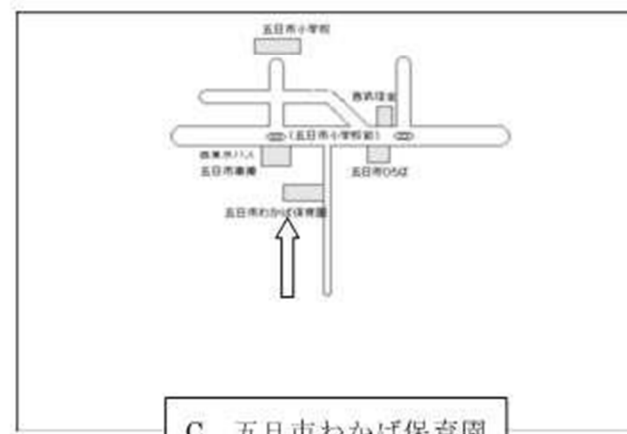




A すぎの子保育園



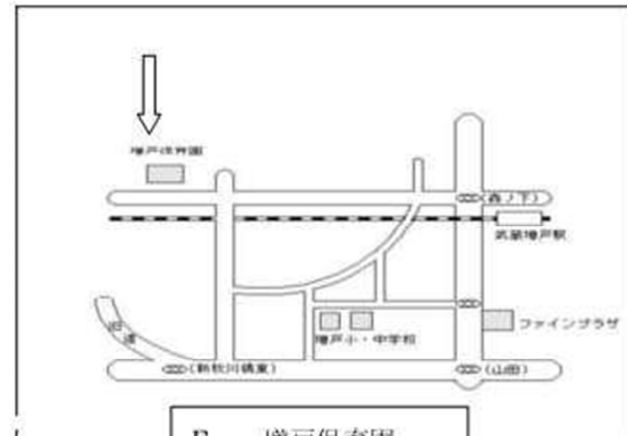
B 五日市保育園



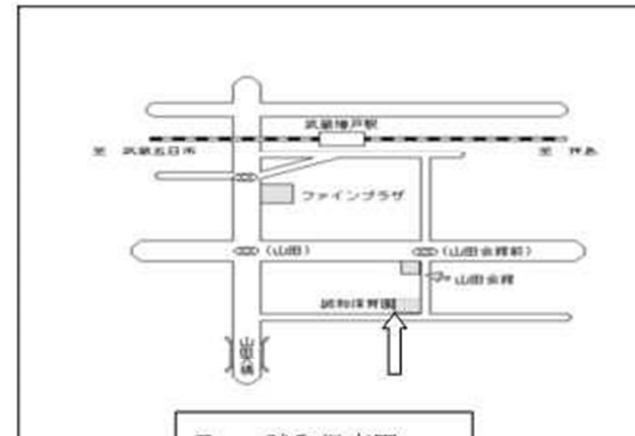
C 五日市わかば保育園



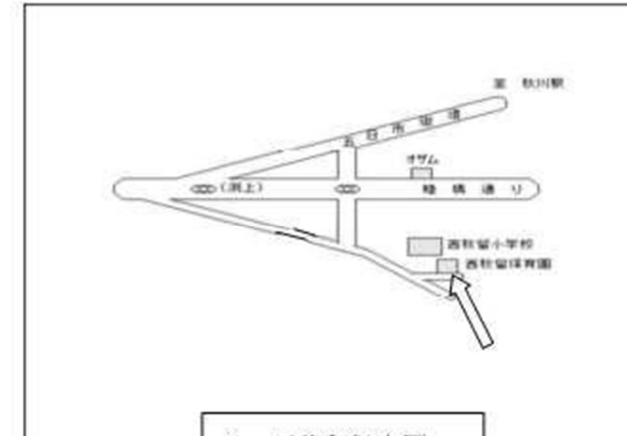
D 光明第六保育園



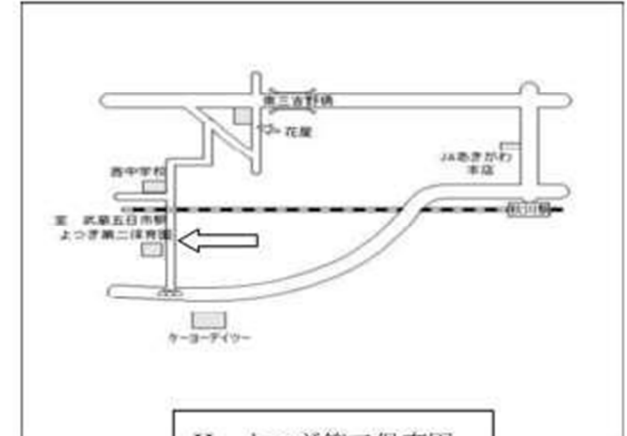
E 増戸保育園



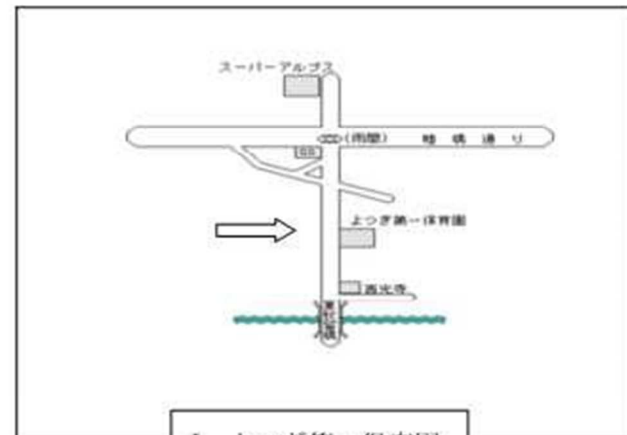
F 誠和保育園



G 西秋留保育園



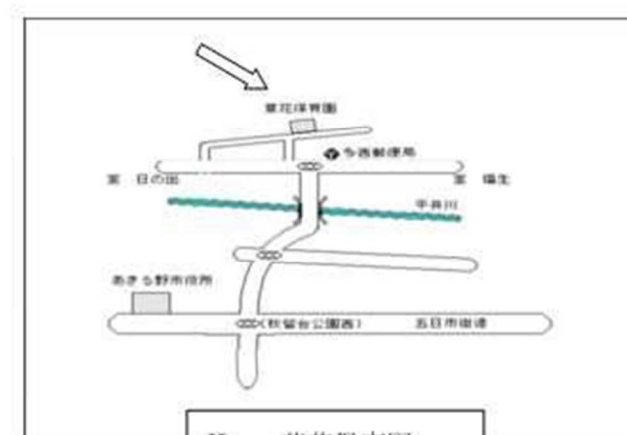
H よつぎ第二保育園



I よつぎ第一保育園



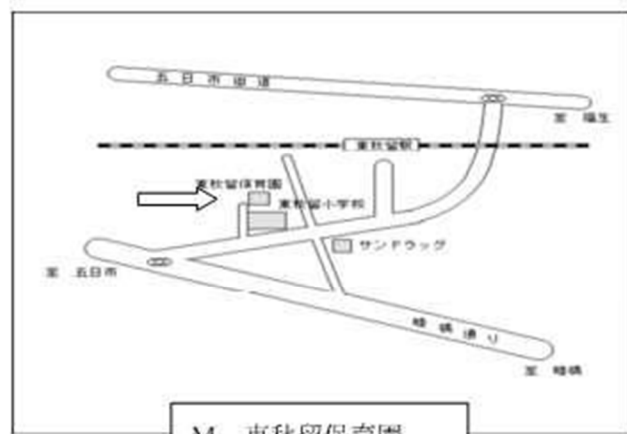
J 神明保育園



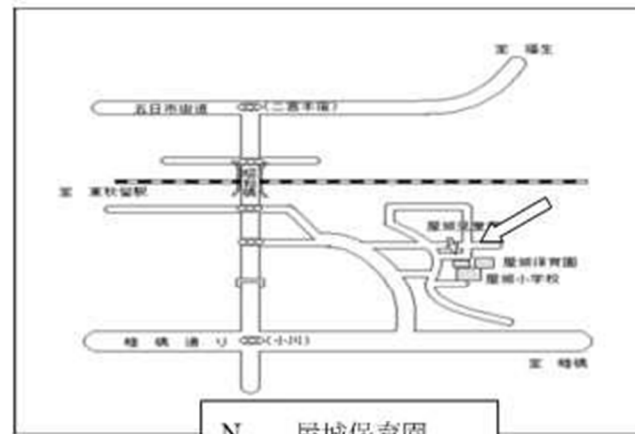
K 草花保育園



L 秋川あすなろ保育園



M 東秋留保育園



N 屋城保育園

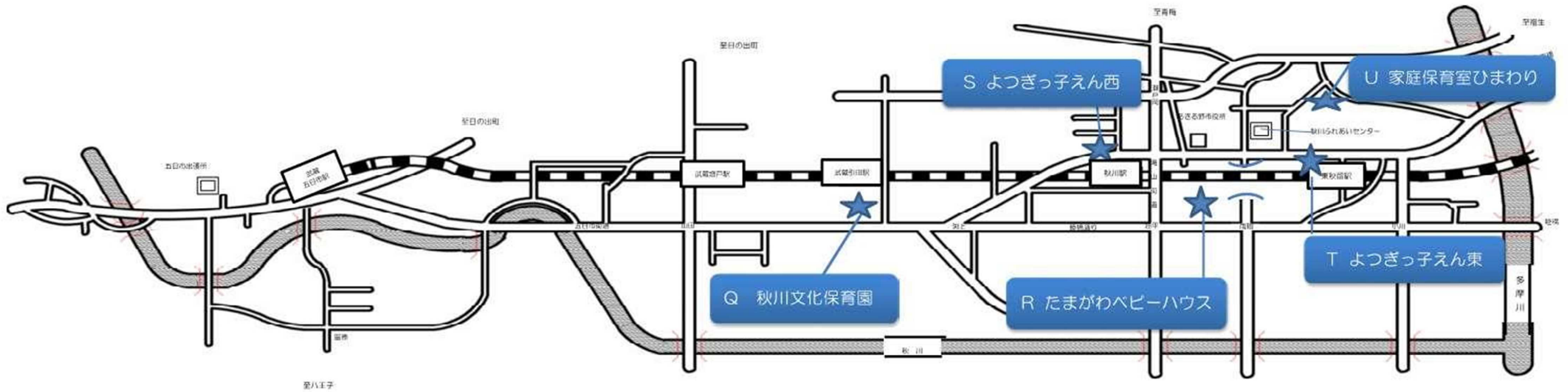


O あきる野こどもの家
P あきる野こどもの家DUE

小規模保育施設一覧

【0～2歳児クラス施設】

| | 位置 | 施設名 | 所在地 | 電話 | 開所曜日 | 通常開所時間 | 定員 | 受入年齢 |
|-----------------|-----------|------------------------|----------------------------|------------------------------|-------------|------------|-----------------|--------------------------|
| | | | | | | 短時間 | | |
| | | | | | | 延長保育時間 | | |
| | | | | | | | | |
| 小規模 保育 施設 | Q | 秋川文化保育園 | あきる野市引田399-5 (秋川文化幼稚園内) | 070-2804-9335 | 月～金 | 8:30～16:30 | 12人 | 4月1日の年齢が満1歳～ 2歳児クラスまで |
| | | | | | 短時間 | 8:30～16:30 | | |
| | | | | | 延長 | なし | | |
| | R | たまがわベビーハウス | あきる野市雨間429-8 | 042-558-0218 (多摩川幼稚園代表番号) | 月～金 | 8:30～16:30 | 12人 | 4月1日の年齢が満1歳～ 2歳児クラスまで |
| | | | | | 短時間 | 8:30～16:30 | | |
| | | | | 延長 | なし | | | |
| S | よつぎっ子えん西 | あきる野市秋川2-7-4 丸昌ビル1階 | 042-595-5704 | 月～土 | 7:00～18:00 | 12人 | 生後57日目～2歳児クラスまで | |
| | | | | 短時間 | 8:30～16:30 | | | |
| | | | | 延長 | 18:00～19:00 | | | |
| T | よつぎっ子えん東 | あきる野市野辺462-17 | 042-532-5442 | 月～土 | 7:00～18:00 | 18人 | 生後57日目～2歳児クラスまで | |
| | | | | 短時間 | 8:30～16:30 | | | |
| | | | | 延長 | 18:00～19:00 | | | |
| U | 家庭保育室ひまわり | あきる野市草花686-5 | 042-518-7322 | 月～土 | 7:30～18:30 | 10人 | 生後57日目～2歳児クラスまで | |
| | | | | 短時間 | 8:30～16:30 | | | |
| | | | | 延長 | なし | | | |



認定こども園施設一覧

| | 位置 | 施設名 | 所在地 | 電話 | 開所曜日 | 通常開所時間 | 定員 | 受入年齢 |
|--------|---------|----------------|-----------------|--------------|------------|------------|--------------|--------------|
| | | | | | 短時間 | | | |
| | | | | | 延長保育時間 | | | |
| 認定こども園 | V | ほうりんじ幼稚園 | あきる野市小川東2-12-24 | 042-558-9067 | 月～金 | 7:30～18:30 | 20名 | 4月1日の年齢が満3歳～ |
| | 短時間 | | 9:00～17:00 | | | | | |
| | 延長 | | なし | | | | | |
| | W | 多摩川幼稚園 | あきる野市雨間430 | 042-558-0218 | 月～金 | 7:30～18:30 | 80名 | 4月1日の年齢が満1歳～ |
| 短時間 | | 8:30～16:30 | | | | | | |
| 延長 | | なし | | | | | | |
| X | すもも木幼稚園 | あきる野市秋川6-17-10 | 042-558-8593 | 月～金 | 7:30～18:30 | 30名 | 4月1日の年齢が満3歳～ | |
| 短時間 | | 8:30～16:30 | | | | | | |
| 延長 | | なし | | | | | | |
| Y | 草花幼稚園 | あきる野市草花3060 | 042-558-3018 | 月～金 | 7:40～18:40 | 10名 | 4月1日の年齢が満3歳～ | |
| 短時間 | | 8:30～16:30 | | | | | | |
| 延長 | | なし | | | | | | |

※ 上記は2・3号認定の情報です。1号認定の情報については各施設へお問い合わせください。

